

平成 19 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 スカイマーク株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 西久保 愼一
(コード番号 9204 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経理本部長 有森 正和
(TEL 03-5402-6767)

従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の発行について

当社は、平成 19 年 5 月 28 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 19 年 6 月 27 日に開催を予定している当社第 11 回定時株主総会に提案することを下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

ストックオプション制度の活用により、当社の従業員に対し、業績の向上に対する意欲や士気を高めることを目的として新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の従業員

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 720,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 新株予約権の数

7,200 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という）は、100 株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数に調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価格」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価格は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値の無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月1日から平成26年6月30日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の従業員の地位にあることを要する。

ただし、定年退職の場合には（5）に定める権利行使期間の範囲内で、当該機関の開始時、又は退職のどちらか遅い時点から2年間に限り権利行使できるものとする。

新株予約権の質入その他の処分及び相続はこれを認めない。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前

記 の資本金等増加限度額から前記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得事由

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権の割当を受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において無償で新株予約権を取得することができる。

(10) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

(注) 上記決議は平成 19 年 6 月 27 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会において、承認決議されることを条件とします。

以 上